

令和5年度南砺市水道事業水道水質検査計画について

南砺市ふるさと整備部上下水道課

1. 水質検査計画に関する基本方針

南砺市の水道水質について、安全性と快適性の確保に向け、令和5年度に必要な水質検査の計画を立てるものです。

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、配水管の末端等、水の停滞しやすい場所とします。また、原水についても実施します。

(2) 検査項目

水道法で義務付けられている毎日検査と水質基準項目を行います。

(3) 検査頻度

毎日検査については、各検査箇所において毎日行い、水質基準項目については、毎月一回行います。項目によっては過去の検査結果等によって3年に1回と回数を減じてよい項目がありますが、水道水の安全性を確認するために、最低でも年に1回実施することとします。

3. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査については配水区域ごとに市内43箇所で検査を行います。

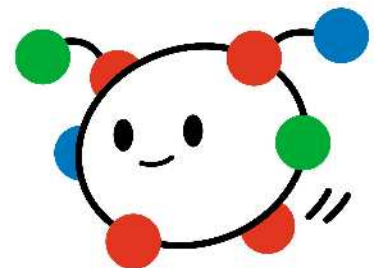
水質基準項目は、水源及び配水区域ごとに市内58箇所で検査を行います。（水質検査地点：図1参照）

(2) 毎日検査項目 4項目（毎日検査項目3項目＋水質基準項目1項目）

給水栓（蛇口）で毎日検査することが義務付けられている項目です。

表1 毎日検査

	項 目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	残留塩素濃度	0.1mg/L 以上
4	味	異常でないこと



上水道事業

検査地点	検査頻度	検査地点	検査頻度
井波系統・安室（受水）※	1回／日	井口系統・池尻（受水）	1回／日
城端系統・信末（受水）	1回／日	福野系統・本江（受水）	1回／日
大西系統・吉江中（受水）	1回／日	吉見系統・嫁兼（受水）	1回／日
館系統（受水）	1回／日	小山系統・開発（受水）	1回／日
小又水系	1回／日	糸谷水系・才川七	1回／日
砂子谷水系	1回／日	湯谷水系	1回／日
蔵原水系	1回／日	人母水系	1回／日

検査地点	検査頻度	検査地点	検査頻度
三軒茶屋水系	1回／日	土山水系	1回／日
アローザ水系・アローザ村	1回／日	小山水系※	1回／日
平地域（上梨）（平）	1回／日	平地域（祖山）（平）	1回／日
平地域（下梨）（平）	1回／日	平地域（田向）（平）	1回／日
平地域（小来栖）（平）	1回／日	平地域（籠渡）（平）	1回／日
平地域（下出）（平）	1回／日	平地域（梨谷）（平）	1回／日
平地域（杉尾）（平）	1回／日	平地域（大崩島）（平）	1回／日
上平地域（漆谷）（上平）	1回／日	上平地域（楮）（上平）	1回／日
上平地域（西赤尾）（上平）	1回／日	上平地域（猪谷）（上平）	1回／日
上平地域（小原）（上平）	1回／日	上平地域（菅沼）（上平）	1回／日
上平地域（細島）（上平）	1回／日	利賀地域（下田）（利賀）	1回／日
利賀地域（中村）（利賀）	1回／日	利賀地域（細島）（利賀）	1回／日
利賀地域（北島）（利賀）	1回／日	利賀地域（千束）（利賀）	1回／日
利賀地域（島地）（利賀）	1回／日	利賀地域（上百瀬）（利賀）	1回／日
利賀地域（長崎）（利賀）	1回／日		

※（受水）とは、砺波広域圏事務組合水道事業所の松島浄水場から受水しております。（水源：庄川）

その他は、自己水源で塩素滅菌（一部緩速ろ過）して配水しております。（水源：湧水、井戸、表流水）

※上水名と検査地点が同じ場合は上水名のみ表示となっております。

（３）水質基準項目（５１項目）

給水栓（蛇口）において、水道法に定められていた水質基準に適合する水質（表２参照）で給水することが義務付けされている項目です。

表２ 水質基準項目

浄水水質基準項目及び基準値

番号	項 目 名	基 準 値	番号	項 目 名	基 準 値
1	一般細菌	100 個/mL 以下	2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム	0.003mg/L 以下	4	水銀	0.0005mg/L 以下
5	セレン	0.01mg/L 以下	6	鉛	0.01mg/L 以下
7	ヒ 素	0.01mg/L 以下	8	六価クロム	0.02mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	10	シアン	0.01mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	12	フッ素	0.8mg/L 以下
13	ホウ素	1.0mg/L 以下	14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	20	ベンゼン	0.01mg/L 以下
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	26	臭素酸	0.01mg/L 以下

番号	項 目 名	基 準 値	番号	項 目 名	基 準 値
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	32	亜 鉛	1.0mg/L 以下
33	アルミニウム	0.2mg/L 以下	34	鉄	0.3mg/L 以下
35	銅	1.0mg/L 以下	36	ナトリウム	200mg/L 以下
37	マンガン	0.05mg/L 以下	38	塩化物イオン	200mg/L 以下
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	40	蒸発残留物	500mg/L 以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	46	有機物等（全有機炭素の量）	3mg/L 以下
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと	50	色度	5 度以下
51	濁度	2 度以下	52	残留塩素濃度	0.1mg/L 以上

浄水：毎月検査 11 項目（番号 1, 2, 34, 38, 39, 46～51）

3 ヶ月毎 23 項目（番号 1, 2, 21～31, 34, 38, 39, 46～51） 年 1 回 51 項目

原水：年 1 回 40 項目（番号 1～20, 32～51）

（４）指標菌検査

耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム、ジアルジア）の監視として、原水の指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を実施します。水源の種類や検査結果により毎月、3 ヶ月毎、年 1 回の頻度で検査します。

（５）クリプトスポリジウム、ジアルジア検査

（４）の指標菌検査で陽性となった原水について、3 ヶ月毎（年 4 回）に検査します。

また、クリプトスポリジウム・ジアルジア対策済の原水については 1 年毎（年 1 回）に検査します。

4. 水質検査方法

水質基準項目と指標菌検査は砺波広域圏事務組合水道事業所に、クリプトスポリジウム等検査は民間検査機関に委託しております。検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）によって行ないます。

なお、それ以外の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会）によって行ないます。

5. 臨時の水質検査について

水源等で次のような水質の変化があり、蛇口での水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、必要に応じて水源、浄水場及び蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- （１）水源の水質が著しく悪化したとき
- （２）水源に異常があったとき
- （３）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- （４）浄水過程に異常があったとき

- (5) 配水施設の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたと思われるとき
- (6) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき

6. 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の見直しは、検査結果や水源域の状況に基づいて行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度初めに作成し、当市のホームページ等で公表します。また、給水栓の検査結果についても、ホームページ等で公表します。

8. 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査毎に行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

9. 関係者との連携

当市は、砺波広域圏事務組合水道事業所からの浄水を受水しているため、これら関係機関と連絡を密にし、水質異常に対して迅速かつ適切に対応できるよう体制を整えます。

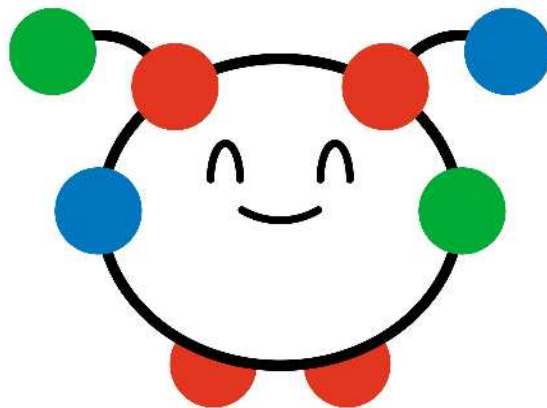
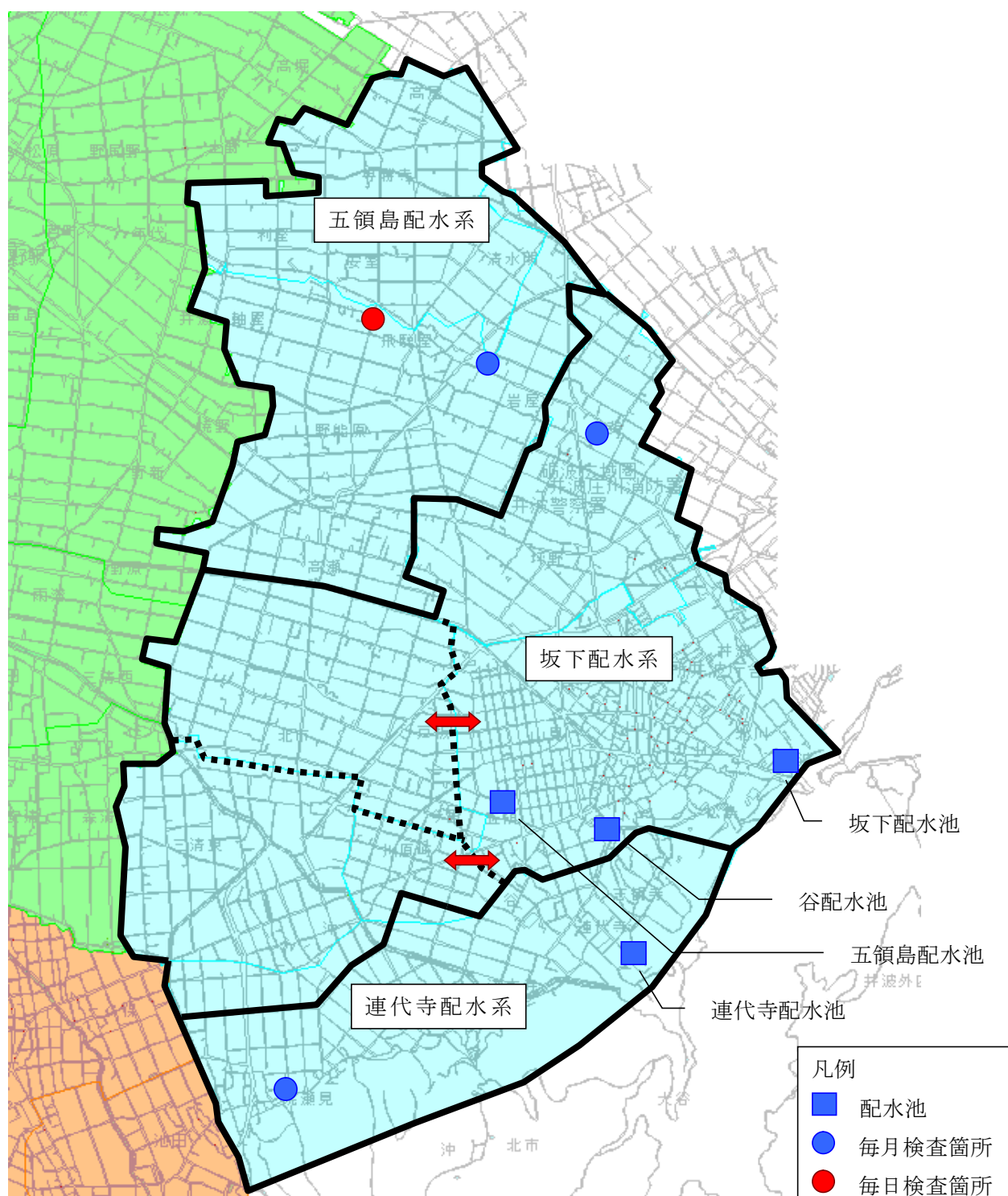


図1-1 水質検査を行う採水地点（井波地域）



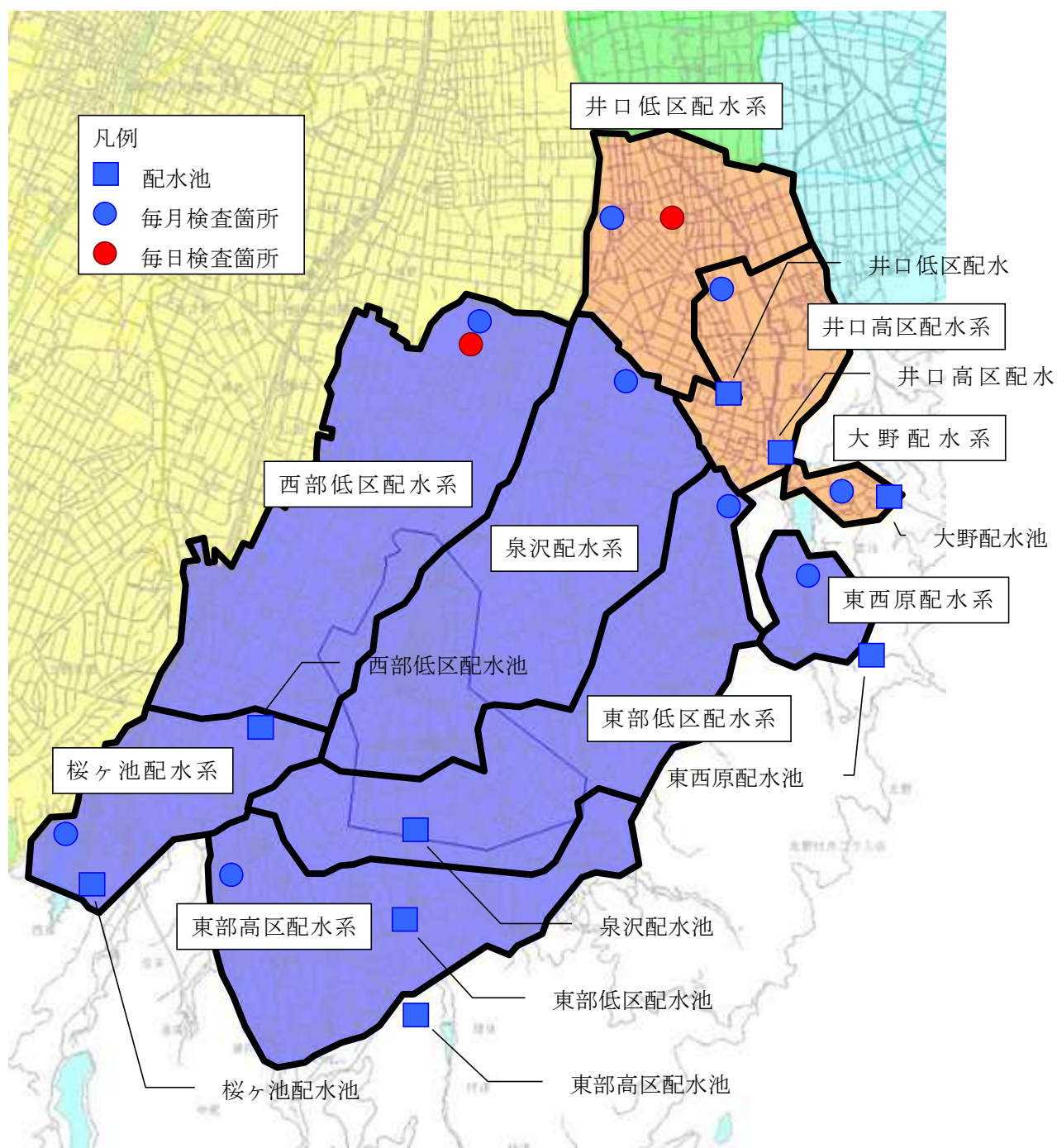
水系の目安となる住所

井波地域

坂下水系	井波、今里、沖、川原崎、北市、北川、五領、三清東、高瀬、坪野、戸板、藤橋、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、松島、山下、山斐、山見
連代寺水系	院瀬見、院瀬見西山、志観寺、清玄寺、谷、東城寺、連代寺
五領島水系	安室、岩屋、井波軸屋、清水明、専勝寺、高屋、利屋、野能原、飛驒屋

※複数の水系が一つの地区を配水していることがあり、目安と考えてください。

図 1－2 水質検査を行う採水地点（井口・城端地域）



水系の目安となる住所

井口地域

井口高区水系	池田、川上中、蛇喰
井口低区水系	池尻、井口、久保、上広安、宮後
大野水系	大野

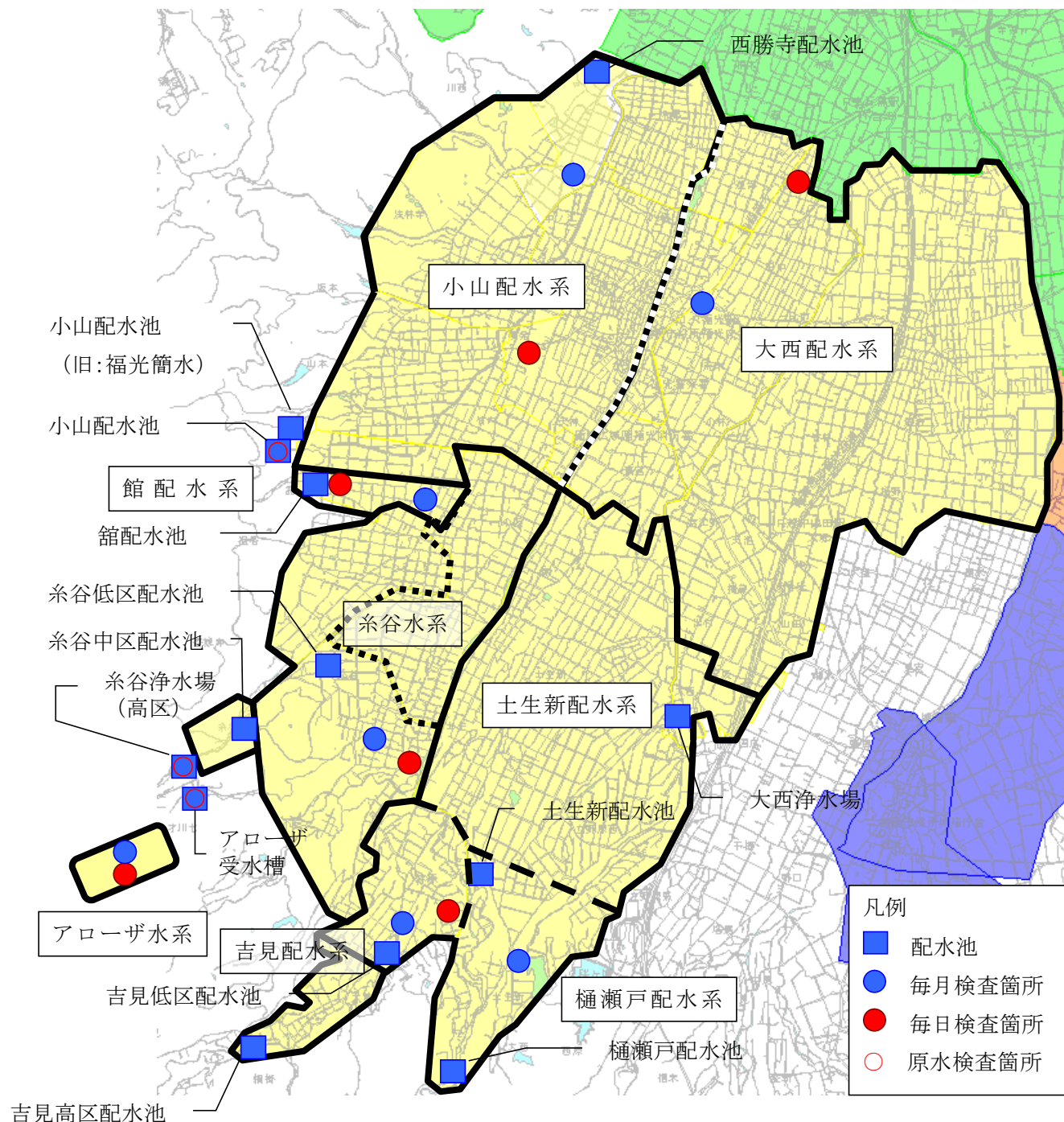
城端地域

泉沢水系	城端、泉沢、大宮野、北野、理休
東部高区水系	打尾、上見、大鋸屋、瀬戸、中尾、正谷、盛新、林道
東部低区水系	西明、細野、養谷
西部低区水系	大窪、大宮野新、金戸、経塚野、国広、是安、示野、千福新、野田、信末、細木

桜ヶ池水系	上原、千福、立野原東、塔尾、野口
東西原水系	東西原

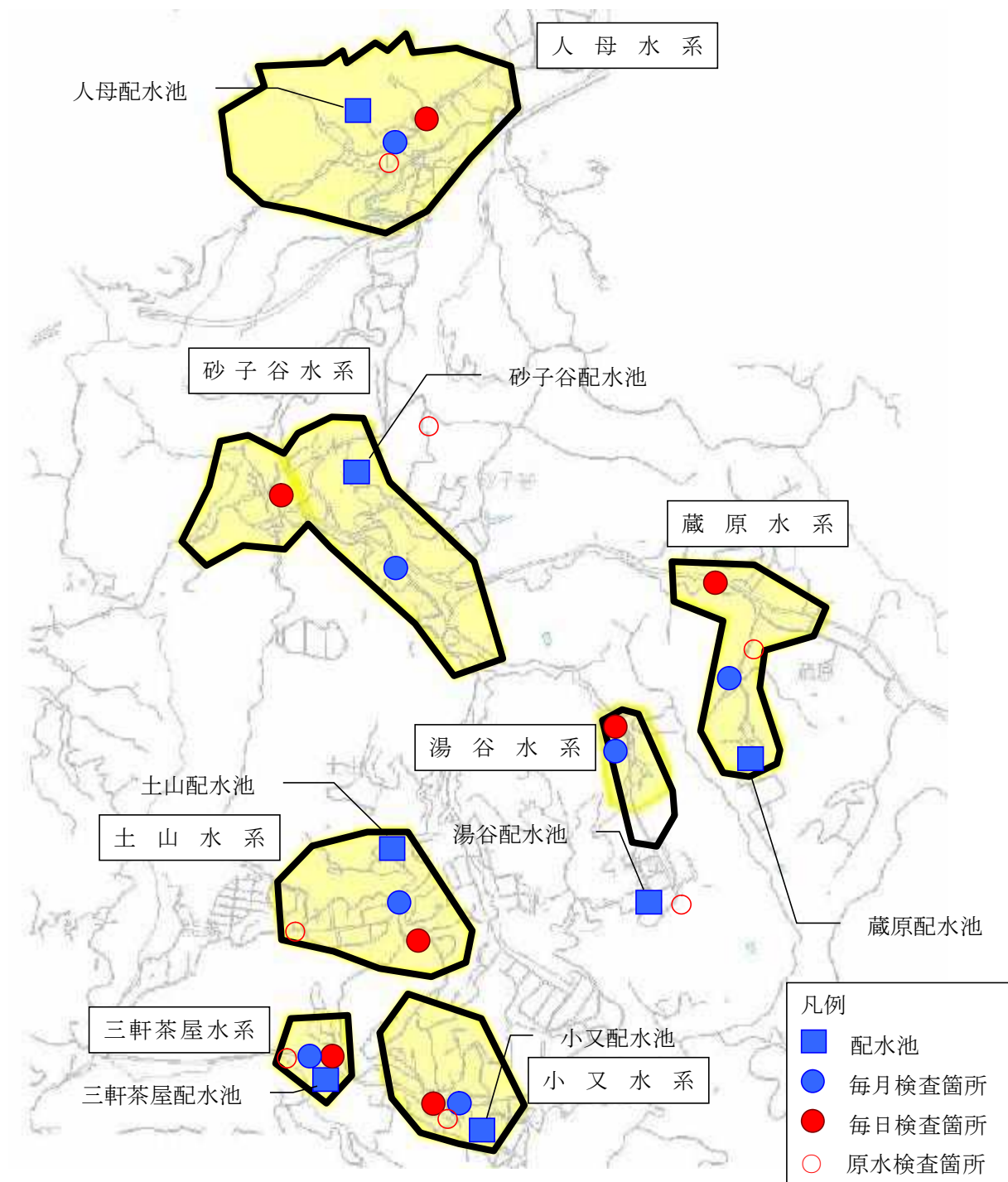
※複数の水系が一つの地区を配水していることがあり、目安と考えてください。

図 1－3 水質検査を行う採水地点（福光地域①）



※小山配水系と大西配水系の境(小矢部川付近)の配水管は連通しており配水系の特定は出来ません。

図 1－4 水質検査を行う採水地点（福光地域②）



水系の目安となる住所
福光地域

小山水系（受水）	福光（通称名：東町、観音町、中央通り、寺町、旭町、西町、神田町、荒町、栄町、中荒町、五宝町、本町、宮脇町、天神町、味噌屋町、川原町、東新町の大字のない区域）、福光新町、坂本、竹内、天神、山本、開発、川西、中ノ江、八幡、法林寺、松木、遊部川原、和泉、岩木、岩安
館配水系（受水）	館
糸谷水系	（糸谷低区）小坂、才川七 （糸谷中区）小院瀬見、香城寺、小二又、祖谷、広谷 （糸谷高区）糸谷新

吉見配水系（受水）	（吉見低区）太美、嫁兼 （吉見高区）綱掛、吉見
樋瀬戸配水系（受水）	樋瀬戸、土生新（立野新）
土生新配水系（受水）	土生新（立野新以外）、殿、土生、大西
大西配水系 （受水）	赤坂、天池、天池字二番野島、竹林、出村、縄蔵、山田、吉江野、梅野、大塚、荒見崎、在房、梅原、鍛冶、神成、高畠、徳成、利波河、東殿、久戸、宗守、高宮、小林、下野、荒木、田中、一日市、遊部、吉江中
人母水系	人母
砂子谷水系	砂子谷、高窪
蔵原水系	蔵原
湯谷水系	湯谷
土山水系	土山
三軒茶屋水系	土山（三軒茶屋）
小又水系	小又
アローザ水系	才川七字荒山
小山（旧）簡易水道	小山

※複数の水系が一つの地区を配水していることがあり、目安と考えてください。

図１－５ 水質検査を行う採水地点（福野地域）



水系の目安となる住所

福野地域

森清水系	福野（浦町、上浦町、駅前通り、御蔵町、上町、西新町、東新町、辰巳町、田中町、七ツ屋、南町、東横町、中横町、西横町、二日町、四区町の一部の大字のない区域）、雨潜、石田、岩武新、院林、梅ヶ島、江田、上川崎、上三日市、桐木、三清西、寺家新屋敷、柴田屋、下吉江、上津、新邸、高儀、田尻、田屋、七村滝寺、苗島、野尻、野原、晩田、東石田、百町、広安、二日町、布袋、本江、前田、松原新、三ツ屋、森、森清、やかた、安居、安居ト、安清、上野、川除新、福野軸屋、寺家、高堀、長源寺、年代、野尻野、野新、松原、焼野、八塚
------	--

図 1－6 水質検査を行う採水地点（平地域）

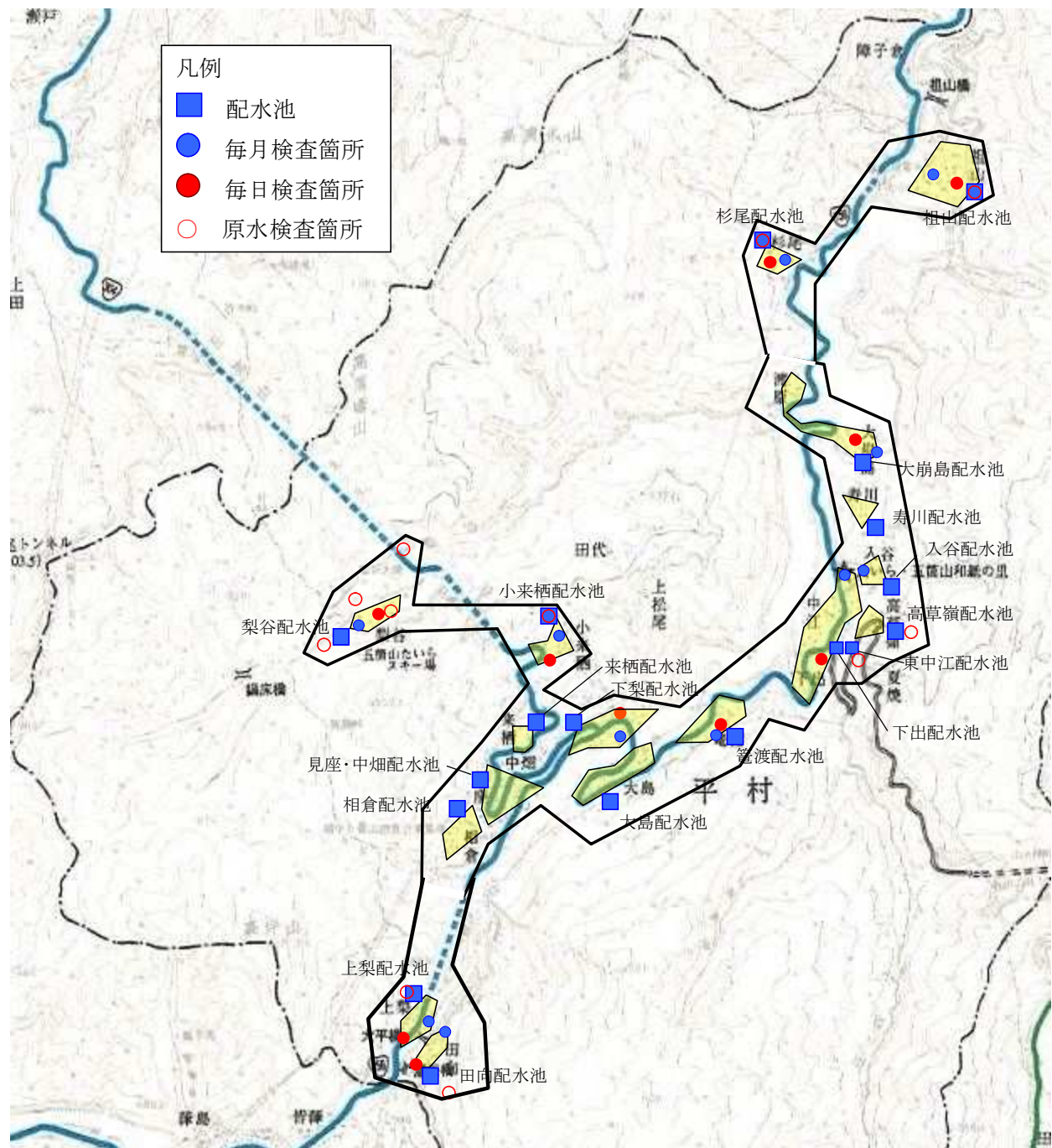


図1-7 水質検査を行う採水地点（上平地域）

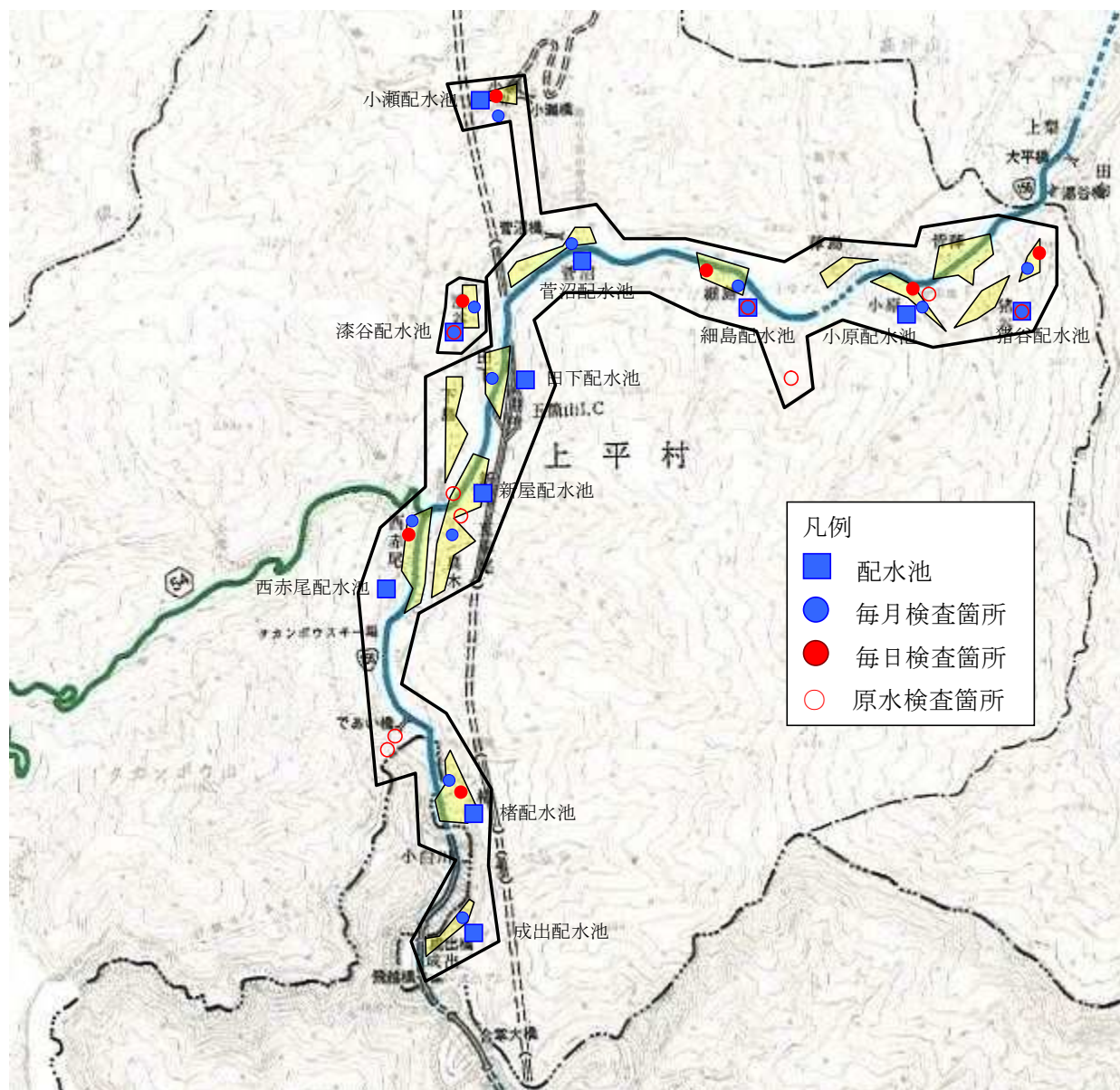


図1-8 水質検査を行う採水地点（利賀地域①）



図1－9 水質検査を行う採水地点（利賀地域②）

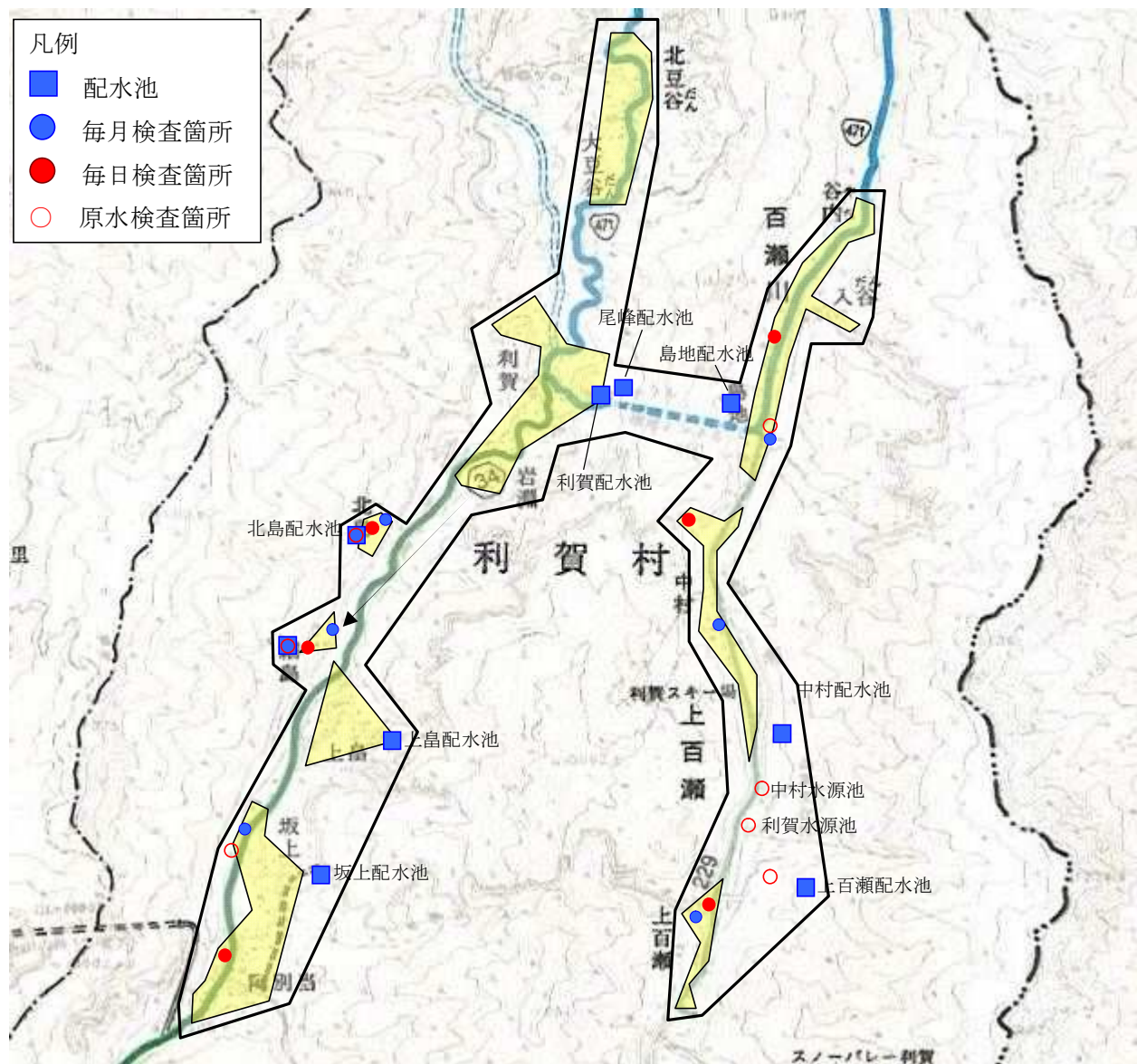


図1－10 水質検査を行う採水地点（利賀地域③）

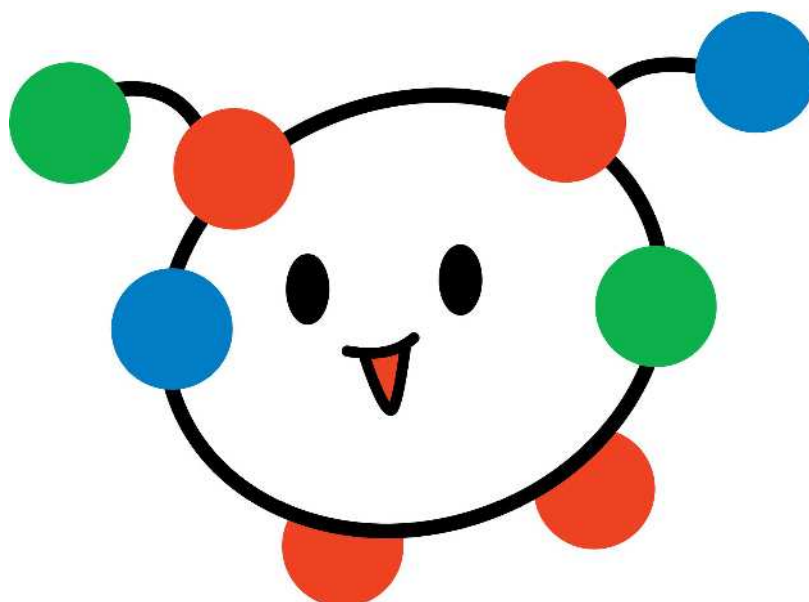


お問い合わせ先

〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地
南砺市 ふるさと整備部 上下水道課 水道工務係

TEL 0763-23-2023

FAX 0763-52-6385



ほっと あっと なんと

令和５年度 上水道事業 水質検査予定表

地域	配水系統	浄水（採水箇所） 原水（水 源 名）	検査項目											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福光	大西配水系	浄水（吉江交流センター）	23	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11
	吉見配水系	浄水（太美山交流センター）	23	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11
	樋瀬戸配水系	浄水（榑立野原工場）	23	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11
	館配水系	浄水（館地内 民家）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
	小山水系	浄水（石黒交流センター）	23	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11
		原水（槍ヶ先水源）				全								
	糸谷水系	浄水（西太美交流センター）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
		原水（糸谷水源）			指		ｸﾞｼﾞ	全			指			
	アローザ水系	浄水（スキーセンター）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
		原水（アローザ水源）			指			全			指			指
	小又水系	浄水（小又浄水場）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
		原水（小又水源）			指		ｸﾞｼﾞ	全			指			指
	湯谷水系	浄水（湯谷地内 民家）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
		原水（湯谷水源）	指			全	ｸﾞｼﾞ		指			指		
	砂子谷水系	浄水（南蟹谷交流センター）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
		原水（砂子谷水源）			全			指			指			
	人母水系	浄水（人母公民館）	11	23・Cr	11	11	51	11	11	23・Cr	11	11	23・Cr	11
		原水（人母水源）			全		ｸﾞｼﾞ	指			指			指
	蔵原水系	浄水（蔵原公民館）	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23	11
		原水（蔵原水源）			全			指			指			指
	土山水系	浄水（榑土山建設）	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23	11
		原水（土山水源）	指			全	ｸﾞｼﾞ		指			指		
	三軒茶屋水系	浄水（三軒茶屋地内 民家）	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23	11
		原水（三軒茶屋水源）	指	指	指	全	指	指	指	指	指	指	指	指
	小山水系 （旧：福光簡易水道）	浄水（小山公民館）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
		原水（槍ヶ先水源）	指	指・ｸﾞｼﾞ	指	指	指・ｸﾞｼﾞ	指	指	指・ｸﾞｼﾞ	指	指	指・ｸﾞｼﾞ	指
福野	森清配水系	浄水（上川崎地内 民家）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
	高堀水系	浄水（高堀公民館）	11	23・Cr	11	11	51	11	11	23・Cr	11	11	23・Cr	11
		原水（高堀水源）				全								
城端	泉沢配水系	浄水（長楽寺地内 民家）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
	東部低区配水系	浄水（次郎丸地内 民家）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
	東部高区配水系	浄水（上見地内 民家）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
	東西原配水系	浄水（東西原地内 民家）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
	西部低区配水系	浄水（信末地内 民家）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
	桜が池配水系	浄水（野口地内公民館）	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11
井波	坂下配水系	浄水（山斐地内公民館）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
	五領島配水系	浄水（山野保育園）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
	連代寺配水系	浄水（院瀬見会館）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
井口	井口高区配水系	浄水（井口行政センター）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
	井口低区配水系	浄水（宮後地内 民家）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
	大野配水系	浄水（赤祖父レイクサイド）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11

※浄水とは、浄水場で浄水処理（沈殿、ろ過、消毒等）を行なった後の水で水道水のことです。

※原水とは、浄水場で浄水処理（沈殿、ろ過、消毒等）を行なう前の水道水のもととなる水のことです。

※検査項目・・・11＝11項目検査 23＝23項目検査 51＝51項目検査 全＝原水40項目検査＋芽胞菌検査

指＝指標菌検査 ｸﾞｼﾞ＝クリプトスポリジウム、ジアルジア検査 芽＝芽胞菌検査 Cr＝六価クロム

地域	配水系統	浄水（採水箇所） 原水（水 源 名）	検査項目											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平	下梨水系	浄水（平保健センター）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		原水（梨谷第4水源）	指	指・ｸﾞ	指	全	指・ｸﾞ	指	指	指・ｸﾞ	指		ｸﾞ	
	梨谷水系	浄水（小来栖処理場）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		原水（梨谷第1水源）				全								
		原水（梨谷第6水源）	指	指・ｸﾞ	指	全	指・ｸﾞ	指	指	指・ｸﾞ	指		ｸﾞ	
		浄水（梨谷地内 ロッジシマヤ前）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		原水（梨谷第5水源）	指	指・ｸﾞ	指	指	指・ｸﾞ	全	指	指・ｸﾞ	指		ｸﾞ	
	籠渡水系	浄水（籠渡公民館）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
		原水（籠渡水源）	指	指・ｸﾞ	指	指	指・ｸﾞ	全	指	指・ｸﾞ	指		ｸﾞ	
	下出水系	浄水（東中江地内 道の駅たいら）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
		原水（下出水源）			全		ｸﾞ	指			指			
	高草嶺・大崩島水系	浄水（大崩島 榑中村組事務所）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
		原水（高草嶺水源）	指	指	指	指	指	全	指	指	指			
	上梨水系	浄水（上梨地内 公衆便所）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		原水（上梨水源）			全		ｸﾞ	指			指			
	田向水系	浄水（田向地内 五箇山荘）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		原水（田向水源）			全		ｸﾞ	指			指			
	祖山水系	浄水（祖山地内 榑岡部事務所）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
		原水（祖山水源）			指		ｸﾞ	全			指			
	杉尾水系	浄水（杉尾地内 旧杉尾公民館）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
		原水（杉尾水源）	指	指・ｸﾞ	指	指	指・ｸﾞ	全	指	指・ｸﾞ	指		ｸﾞ	
上平	打越水系	浄水（成出地内 関西電力網成出事務所）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
		浄水（榑地内 榑公民館）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
		浄水（ｸﾞﾝﾎﾞｰｽｷｰ場）									51	11	11	11
		原水（新打越水源）	指・ﾌ	指・ﾌ・ｸﾞ	指・ﾌ	全	指・ﾌ・ｸﾞ	指・ﾌ	指・ﾌ	指・ﾌ・ｸﾞ	指・ﾌ		ｸﾞ	
		原水（旧打越水源）	指・ﾌ	指・ﾌ・ｸﾞ	指・ﾌ	全	指・ﾌ・ｸﾞ	指・ﾌ	指・ﾌ	指・ﾌ・ｸﾞ	指・ﾌ		ｸﾞ	
		浄水（新屋地内 上平保育園）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		浄水（小瀬地内 民家）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
		浄水（田下地内 公民館）	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23
		浄水（菅沼地内 展望広場）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		浄水（細島地内 榑羽馬事務所）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		浄水（小原地内 公衆便所）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		浄水（漆谷地内 除雪機械格納庫）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
	赤尾水系	原水（赤尾第1水源）				全								
		原水（赤尾第2水源）						全						
	細島水系	原水（細島第1水源）						全						
		原水（皆律第2水源）						全						
	皆律水系	浄水（猪谷地内 消防屯所）	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11	23
		原水（皆律第4水源）			指		ｸﾞ	全			指			
利賀	千束水系	浄水（千束地内 集排施設）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
		原水（千束水源）		ｸﾞ	指		ｸﾞ	全		ｸﾞ	指		ｸﾞ	
	島地水系	浄水（島地地内 教員寮前）	23	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11
		原水（島地水源）	指			全	ｸﾞ		指					
	利賀水系	浄水（細島地内 利賀コンクリート）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
		原水（利賀水源）	指			全	ｸﾞ		指					
	下田水系	浄水（坂上地内 米倉組事務所）	23	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11
		原水（下田水源）	指			全	ｸﾞ		指					
	中村水系	浄水（中村地内 機械格納庫）	23	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11
		原水（中村水源）			全		ｸﾞ	指			指			
	上百瀬水系	浄水（上百瀬地内 野原建設事務所）	23	11	11	23	11	11	51	11	11	23	11	11
		原水（上百瀬水源）	指	指・ｸﾞ	全	指	指・ｸﾞ	指	指	指・ｸﾞ	指		ｸﾞ	
	北島水系	浄水（北島地内 集排施設）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
		原水（北島水源）	指	指・ｸﾞ	全	指	指・ｸﾞ	指	指	指・ｸﾞ	指		ｸﾞ	
	長崎水系	浄水（長崎地内 消火栓）	23	11	11	51	11	11	23	11	11	23	11	11
		原水（長崎水源）			指		ｸﾞ	全			指			

※浄水とは、浄水場で浄水処理（沈殿、ろ過、消毒等）を行なった後の水で水道水のことです。

※原水とは、浄水場で浄水処理（沈殿、ろ過、消毒等）を行なう前の水道水のもととなる水のことです。

※検査項目・・・11＝11項目検査 23＝23項目検査 51＝51項目検査 全＝原水40項目検査＋芽胞菌検査

指＝指標菌検査 ｸﾞ＝クリプトスポリジウム、ジアルジア検査 芽＝芽胞菌検査 フ＝フッ素検査